

個人型確定拠出年金（iDeCo）加入の手続きについて

1. 個人型確定拠出年金の概要

個人型確定拠出年金は、基礎年金や厚生年金などの公的年金に上乗せして給付を受ける私的年金の一つです。

これまで、加入者は自営業者等に限定されていましたが、平成 29 年 1 月から公務員（地方公務員共済組合の長期組合員）も加入できるようになりました。

2. 新規加入手続き

加入手続きを行うには事業主証明を受ける必要があるため、職員から i D e C o 加入の申し出を受けた所属においては下記の通り書類を提出してください。

手続きの流れについては別添「i D e C o 事務手続きの流れ」をご覧ください。

年金加入機関	共済組合員 (公立学校共済組合員等)	社会保険加入者 (第 1 号厚生年金被保険者)
対象となる方	教職員 任期付職員 臨時的任用職員(常勤講師等)	会計年度任用職員(フルタイム)※1
事業主(証明者)	県教育委員会 福利課長 〔参考〕 登録事業所名 福島県教育委員会 登録事業所番号 01959001	(市町村立学校の場合)各教育事務所長 (県立学校の場合)各県立学校長
提出書類	①第2号加入者に係る事業主の証明書(共済組合員用) ②年金手帳の写し又はねんきん定期便の写し(基礎年金番号がわかるもの) ③基礎年金番号等の取得及び利用の取扱いに関する同意書(別紙1) ②が提出できない場合、基礎年金番号等の提供に関する同意書(別紙2)を提出する。	①事業所登録申請書兼第2号加入者に係る事業主の証明書 ②基礎年金番号等の取得及び利用の取扱いに関する同意書(教育事務所・県立学校用)
提出先	福利課	(市町村立学校の場合)各教育事務所※2 (県立学校の場合)各県立学校※2

※1 会計年度任用職員(フルタイム)は、1年目は社会保険の加入となりますが、2年目以降は要件を満たせば共済組合員となります。

※2 各教育事務所・県立学校での事務手続きについては項番4を参照。

3. 掛金の払込及び年末調整

掛金については、各職員の口座からの引き落とし（個人払込）となります。

年末調整については、職員が各自国民年金基金連合会から発行される証明書により行います。

4. 社会保険加入者に対する各所属の対応について

社会保険に加入する職員から i D e C o 加入の申し出があった場合、事業主証明は各所属（市町村立学校においては各教育事務所）が行うこととなります。その所属内ではじめて証明を行う場合には、一人目の加入手続きとともに事業所登録も行います。

また、年に一度事業主である所属に資格確認の用紙が送られてくるため、当該リストに記載のある職員が在職中であること、社会保険資格加入の有無等の証明をお願いします。

○「事業所登録申請書兼第2号加入者に係る事業主証明書」記載上の注意点

- ・事業主記載欄のうち「事業主の名称」については、県立学校にあっては学校長、市町村立学校にあっては各教育事務所長とし、公印を押印します。
- ・一人目の加入手続きが終了すると事業所番号が付与されますので、次回からはその番号を使用してください。事業所番号が付与される前に二人目から加入申し出があった場合には、念のため「事業所登録の有無」欄に登録手続き中と記載してください。
- ・「退職手当等制度の種類」の欄について、加入申し込み時点で採用から引き続き6ヶ月（1日でも在職していれば1月と計算）を経過している場合、資格取得年月日欄に採用年月日を記入してください。（6ヶ月経過していない場合は空欄とする。）

5. 人事異動時や新年度における諸手続について

人事異動により、住所や登録事業主（事業所）が変わった場合、新たな事業主から証明書の交付を受けて金融機関へ変更手続きをする必要があります。

なお、事業主証明書の交付手続きは新規加入時と同じ流れになります。

手続きが必要な場合	金融機関提出書類
①他の共済組合員（地方職員共済組合など）から公立学校共済組合福島支部の組合員になった場合	A 加入者氏名・住所変更届（異動により住所が変更になった場合）
②（社会保険加入者のみ）県立学校に勤めている方が他の勤務先へ異動した場合	B 加入者登録事業所変更届 C 事業主証明書
③（社会保険加入者のみ）市町村立学校に勤めている方が他の教育事務所管内の市町村立学校や県立高校へ異動した場合	

※上記は主な手続きになりますので、各種変更に関する詳細は取扱金融機関等にご確認ください。

（福利課 長期給付担当 024-521-7803）